

岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

岬町長

(田代 堯)

岬町条例第 1 8 号

岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。